

一般競争入札説明書

沖縄県水産海洋技術センター石垣支所が発注する「魚類飼育水槽手すり等修繕」に係る一般競争入札公告に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、下記のとおりである。

1 公告日 令和 8 年 9 月 28 日（月）

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 第 2 ポンプ室 No.3 ポンプ修繕
- (2) 仕 様 別紙仕様書による
- (3) 引渡期限 令和 9 年 3 月 15 日（月）
- (4) 引渡場所 沖縄県水産海洋技術センター石垣支所

3 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 本件に係る入札に参加できる者は、次のア、イの要件を満たす者とする。

ア 建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和 52 年 10 月 20 日告示第 445 号）第 2 条に該当する事業者であり、令和 7・8 年度沖縄県建設工事入札参加資格者名簿（建設工事）の「機械器具設置工事」又は「管工事 A 等級又は B 等級」に登録された者であること。

イ 仕様書に記載する修繕の執り行いができること。

- (2) 入札者に求められる事項

上記要件を満たすことを証明する書類を審査に必要な書類として、下記 4 に掲げたとおり書類を提出すること。地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当する者及び同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者は、本件に係る入札に参加することができない。

4 入札参加申込及び期間

本件に係る入札に参加予定の者は、一般競争入札参加資格確認申請書等を申込期間内に次の場所に提出すること。

入札参加資格の有無については、申込書確認の上申請人に通知する。

- (1) 申込場所

〒907-0453 沖縄県石垣市川平828-2

沖縄県水産海洋技術センター石垣支所

電話番号0980-88-2255

(2) 申込期間

令和 8 年 9 月 28 日（月）から令和 8 年 10 月 9 日（金）まで

受付時間 9 時～12 時、13 時～17 時（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）

(3) 提出書類

① 一般競争入札参加資格確認申請書（第 1 号様式）

② 入札参加資格者名簿に登録されたことを証明する書類（入札参加適格合格通知書の写し）

③ 同種・同規模契約の履行証明書（第 2 号様式）、又は入札保証保険契約の証書の写し

④ 債務者登録票（第 3 号様式）及び入札保証金納付書発行依頼書（第 4 号様式）

※③と④はいずれかを提出。

5 入札日時及び場所

(1) 入札日時 令和 8 年 10 月 13 日（火）11 時 00 分

(2) 入札場所 沖縄県水産海洋技術センター石垣支所 会議室

6 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金の額

本件に係る入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 100 条第 2 項の規定により、見積る契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部を免除することができる。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書の写しを提出する場合

(2) 過去 2 か年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

8 入札保証金の納付方法

別紙「入札保証金説明書」による。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 談合又はその他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は、原則1回とする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低価格を入札した者と随意契約の交渉を行うことがある。

11 最低制限価格 設定しない。

12 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第101条第2項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2か年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

13 その他

- (1) 代理人が出席する場合は、「委任状」を当日提出するものとする。
- (2) この一般競争入札に参加する者は、入札公告及びこの説明書並びに契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等について疑義があるときには、令和8年10月1日（木）までに関係職員に「質疑応答書」をFAXまたは電子メールにて下記問い合わせ先に提出することによって説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 4 問い合わせ先

沖縄県水産海洋技術センター石垣支所 担当：北

〒907-0453 沖縄県石垣市川平 828-2

TEL 0980-88-2255

FAX 0980-88-2114